

けんぽQ&A

Series 48

Q 平成28年4月から「傷病手当金」と「出産手当金」の計算方法が変更になったようです。これについて教えてください。

A はい！

【改正前】 支給開始時点の標準報酬月額の1/30（標準報酬日額）の3分の2を基準に算出。

【改正後】 ◆ 被保険者期間が1年以上の人

被保険者が給付を開始する月以前12か月間の各月の標準報酬月額の平均額の1/30の3分の2。

※ 計算例

各月 標準報酬月額（単位：千円）

												支給開始月
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
118	118	118	118	118	134	134	134	134	134	134	134	

- ① 12か月（支給開始月含む）の標準報酬月額の平均を求める。
 $(118,000\text{円} \times 5\text{か月} + 134,000\text{円} \times 7\text{か月}) \div 12 = 127,333.33333\cdots\text{円}$
- ② ①で求めた額の30分の1に相当する額を求める。
 $123,333.333\cdots\text{円} \div 30 = 4,244.44444\cdots\text{円} \approx 4,240\text{円}$
(端数処理：10円未満四捨五入)
- ③ ②で求めた額の3分の2に相当する額を求める。
 $4,240\text{円} \times 2/3 = 2,826.66666\cdots\text{円} \approx 2,827\text{円}$ （給付日額）
(端数処理：1円未満四捨五入)

◆ 被保険者期間が1年未満の人

- ア) 支給開始月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額

標準報酬月額			
3月	4月	5月	6月
620	620	620	620

$$\textcircled{1} \quad 620,000\text{円} \times 4\text{か月} \div 4 = 620,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 620,000\text{円} \div 30\text{日} = 20,666.66666\cdots\text{円} \div 20,670\text{円}$$

(端数処理：10円未満四捨五入)

- イ) 支給開始年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1に相当する額

例) 平成27年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の標準報酬月額は 360千円でした。

$$360,000\text{円} \div 30\text{日} = 12,000\text{円}$$

被保険者期間1年未満の人の標準報酬日額は、アの算定方法とイの算定方法のいずれか少ない額の2/3を起用します。

一口メモ

傷病手当金と出産手当金が同時発生した場合

平成28年3月までは、出産手当金を支給する場合、その期間については傷病手当金を支給できませんでしたが、平成28年4月からは傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。